

「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）に取り組む場合の取組・支援（Q&A）

- 1 地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定
- 2 地域運営組織の形成及び持続的な運営
- 3 「小さな拠点」に係る計画づくり
- 4 福祉サービスの提供に向けた取組
- 5 日用品の提供に向けた取組
- 6 ガソリンスタンドの維持のための取組
- 7 交通アクセスの維持・確保のための取組
- 8 コミュニティビジネスの取組
- 9 地域の低炭素化の推進
- 10 その他

1 地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

集落生活圏の維持のため、地域住民で話し合い、将来の地域の在り方やそのための事業を開始するためのビジョンを作りたいのですが、どのような取組やそのための支援措置がありますか。

（取組に当たって）

- ・ 地域の住民で、ワークショップのためのグループを作ります。その場合、行政職員やファシリテータの参画・サポートが大きな役割を果たすことが多く見られます。
- ・ アンケートや地域点検カルテで、幅広い住民から地域の現状や今後の見通し、ニーズを把握することが必要です。
- ・ ワークショップの円滑な運営に当たっては、ファシリテータ等外部人材を適切に活用することが重要です。
- ・ 地域住民が、行政頼みではなく、当事者意識を持ち、主体的な参画を行うことにより、今後もその地域で暮らすために必要な、自らが動くための見取り図（「地域デザイン」）となるようなものをつくりあげていくことが目標です。

（支援制度）

① 地域点検カルテやアンケートによる現状把握

→ 地域の話合いに当たっては、客観的な状況の把握が必要であることから、そのための地域点検カルテ（とっとり集落創造シート（鳥取県）、しまねの郷づくりカルテ（島根県）、地区力点検チェックリスト（総務省）等）や地域住民からのアンケートを行い、地域の現状を正確に理解します。

URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/224807.htm>（とっとり集落創造シート）

URL：<http://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/karute>（しまねの郷づくりカルテ）

URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000368608.pdf（地区力点検チェックリスト）

→（集落支援員）

地域の現状を把握する際には、集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した「集落支援員」を活用することが有用です。

② 「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省）の活用

→ 平成 25、26 年にモニター調査を行った各地の先進事例を踏まえ、「小さな拠点」づくりの進め方、ポイントや注意点についてのアドバイス等をまとめた「小さな拠

点」づくりガイドブックが取組の参考となります。

URL : http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html

③ ファシリテータ等の外部専門家の活用

→ (人材バンク)

地域活性化伝道師、地域人材ネット等において、地域おこしの専門家の人材リストがあるので、それらを使い、それぞれの地域や活動内容にあった外部人材の手助けを受けたりすることができます。

→ (地域おこし協力隊)

事業を実施する上で、地域住民や事業経営体だけでなく、例えば、都市から地方へ移住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」などの外部人材を活用することも有用です。

→ (マッチング)

また、どのような専門家が適切かわからない場合には、農山漁村活性化支援人材バンク事業により、専門家データベースの中から課題解決に最適な専門家等を選定することが可能です。

④ モデル事業を活用できる場合があります(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照)。

(対象経費の例) 地域の将来や活動計画についての話し合いに要する経費(ワークショップの開催経費等)

⑤ 学びを通じた地方創生コンファレンスの開催

→ 今年度、全国9箇所において、「学びを通じた地方創生コンファレンス」を開催します。そこでは、学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場をつくります。具体的には、

(1) これまで全国で取り組まれてきた地域課題解決の取組の徹底的な事例研究

(2) 学びを通じた地域課題解決のための支援スキル・ノウハウの習得を目指したワークショップ等

(3) 参加者が地域ごとに集まり、地域の課題についての対話

を行い、これらを通じて参加者が実際に地域の課題解決のために具体的に行動するきっかけとなることを目指します。

(27年度開催地)

北海道、山形県、宮城県、茨城県、兵庫県、島根県、愛媛県、大分県、鹿児島県

2 地域運営組織の形成及び持続的な運営

地域の様々な課題の解決に向けた取り組みを進めるため、地域住民を主体とし、持続的な取り組みを行うための組織の立ち上げや運営を行いたいのですが、そのための取り組みや支援措置にはどのようなものがありますか。

(取組に当たって)

- ・ ワークショップ等により、地域で今後行う見取り図（地域デザイン）ができたなら、それを実行するための組織づくりが必要です。地域住民が主体となり、地域にある様々な関係機関と連携しながら、役割分担を明らかにしながら、課題解決に向けた取組に適した組織（地域運営組織）を形成してください。その際、自治会や町内会とは緊密な連携を取ることが重要です。
- ・ 組織の活動範囲としては、活動に必要な人材を確保できる一定程度の区域の広がりを持ちつつ、住民相互のつながりが保たれる「顔の見える」範囲として、「小学校区」（廃校となったかつての小学校区を含む。）が適当です。
- ・ 組織の継続的な活動のためには、活動拠点が必要です。多くの自治体において、小・中学校や公民館等の公的施設を、指定管理や賃料減免等の手法により活動拠点として提供しています。
- ・ 組織の運営・活動に必要な資金の確保については、コミュニティビジネスの手法の活用のほか、会費の確保やふるさと納税制度の活用、指定管理料や運営交付金（支援メニューが多様で用途に高い自由度が確保される包括的な交付金）等の行政支援の活用など、地域の実情や組織の活動形態に応じた手法の検討が必要です。
- ・ 組織の運営・活動を担う人材の確保については、ワークショップや社会教育を通じた地域内の人材発掘に加えて、地域アドバイザー等の専門家や地域おこし協力隊・集落支援員等の地域外の人材を有効に活用することが重要です。また、事務局運営においては、会計や労務管理等の事務処理に苦勞するケースが多いため、中間支援組織等による専門的なアドバイスやノウハウの提供を受けることが有効です。
- ・ 組織が活動を多様化、発展させていく上では、必然的に第三者との契約上の関係が生じてくるため、活動内容の広がりにあわせて法人格の取得を検討する必要があります。
- ・ 組織を立ち上げた後、地域の様々な課題の解決に向けた取り組みを持続的に行っていく上では、地域内における課題や取組を地域の枠を超えて共有し、相互に学び合い、高め合うことも重要です。昨年度、島根県雲南市、三重県伊賀市、

三重県名張市及び兵庫県朝来市の4市が中心となって、地域住民自らが多様な活動や事業によって暮らしを支える「小規模多機能自治」に取り組む全国の自治体相互の情報交換や連携を図ることを目的としたネットワーク会議を立ち上げました。

(取組例)

① 島根県雲南市

島根県雲南市では、合併をきっかけに協働のまちづくりが本格化しました。平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした地域運営組織が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されています。現在、市内全域において30の地域運営組織が交流センターを拠点に様々な活動を展開しています。

中野地区では、閉鎖したJA中野店舗を活用し、地域の活性化と住民の生きがいや交流の場をつくることを目的とした産直+憩いのスペースとして、平成23年6月に「笑んがわ市」がオープンしました。「笑んがわ市」は現在、毎週木曜日の朝10時から午後2時まで営業されており、店舗スペースで野菜や加工品を販売する「産直コーナー」、隣接する事務所で「お茶コーナー」(憩いの場)が開かれています。「笑んがわ市」は中野の里づくり委員会(地域運営組織)が管理・運営しており、地域おこし協力隊や集落支援員もデータの管理や登録会員向けの会報誌作成など様々な形で「笑んがわ市」の活動をサポートしています。

入間地区では、入間コミュニティ協議会(地域運営組織)が管理・運営する「入間交流センター」(旧入間小学校)において、生涯学習やディサービス給食の提供、小・中学生を対象とした通学合宿など様々な活動が行われています。「入間交流センター」センターでは、県内外からの視察・訪問を積極的に受け入れており、平成25年度の年間利用者数は約5,600人、宿泊人数は約470人となっています。

② 山形県川西町

山形県川西町では、地域住民の自発的な能力向上の支援活動や支え合い活動を広域的に展開するため、地区の全世帯が加入する地域運営組織として「NPO法人きらりよしじまネットワーク」が設立されました。

「NPO法人きらりよしじまネットワーク」では、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや買い物支援、見守りサービスなど幅広い取組を行い、住民主体の地域づくりを推進しています。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っています。

③ 秋田県横手市

豪雪地帯である秋田県南部では、毎年、雪下ろし中の事故によって20人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」（地域運営組織）が結成されました。

現在、横手市内の4地区の「共助組織」において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施しています。

（支援措置）

① 「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省）や「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（総務省）の活用
→ 「小さな拠点」の運営体制についてのアドバイス・注意点・事例が記載されており、取組の参考となります。

URL：http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html

（「小さな拠点」づくりガイドブック）

URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000348939.pdf

（暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書）

② ファシリテータ等の外部専門家の活用（再掲）

③ モデル事業を活用できる場合があります（過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照）。

3 「小さな拠点」に係る計画づくり

集落での買い物場所やガソリンスタンドなどの生活サービスや周辺集落との交通ネットワークが、将来的に維持できるように地域の計画を作り、それを実現していきたいと考えていますが、どのように取り組めばいいでしょうか。

(取組に当たって)

- ・ 今後の持続的な地域づくりを行うに当たっては、1に記載したように、ワークショップを重ね、地域住民の合意を得て、地域デザインを策定いただくことが重要です。
- ・ 一方、これらの地域デザインの実現に当たって、複数集落による集落生活圏での生活施設等の立地計画や地域での農業振興計画、それらと併せた NPO 等による地域公共交通・物流の確保に関する取組が必要な場合、市町村の担当者と相談し、地域再生法に基づく地域再生計画を市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けた地域再生計画については、届出・勧告・斡旋により、施設の立地誘導が図られるとともに、農地転用許可・開発許可の手続きが緩和され計画の施設整備が促進されたり、NPO等が自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能なものとなるなどの特例があります。
- ・ また、地域で生活サービスを提供するNPOや一般財団法人、株式会社、社会福祉法人その他の非営利法人について、地域再生推進法人に指定することができます。その場合、地方公共団体の支援なしでも、当該法人には地域再生戦略交付金の交付を国から直接受けることができます。

※ 地域再生戦略交付金

地域再生計画に位置づけられた事業で、既存の補助制度の対象事業と一体的に実施することで効果が高まるものを支援するものです。

対象：① 地方公共団体、地域再生推進法人等 交付率 国：最大 1/2
② 民間事業者 交付率 国：最大 1/3

4 福祉サービスの提供に向けた取組（多世代交流・共生型福祉拠点について）

集落生活圏の維持のため、様々な福祉サービスを一体的に提供したいのですが、どのように取り組めばよいですか。

（取組に当たって）

- ・これまでの福祉施策は、基本的には、高齢者、障害者、児童など対象者ごとに実施され、質の高いサービス提供に寄与してきましたが、地域の特性等を踏まえ、対象者を限定せず、総合的にサービスを提供する取組が地域の創意工夫により徐々に進んでいます。
- ・実施に当たっては、既に地域で福祉サービスを提供している事業者等を運営主体としつつも、その支援ノウハウの充実や地域住民相互の支え合い機能の強化などに併せて取り組んでいく必要があります。

（支援制度）

- ・「地域共生拠点づくりの手引き」（厚生労働省平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）共生型福祉施設の設置運営支援事業）により、共生型福祉施設の設置運営についての留意点等をわかりやすくまとめて情報提供しています。
- ・高齢者、障害者、児童など対象者ごとの事業・施設についての設備運営基準等においては、それぞれのサービス提供に支障がない限り施設設備の兼用を可能とする等の仕組みが既にあります。
- ・さらに、「厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン」（平成27年3月13日まち・ひと・しごと創生政策検討推進本部）においては、取組方針として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など縦割りで提供されている福祉のコーディネート、ワンストップ提供体制、人材確保等の方向性を掲げているところです。
- ・これについては、厚生労働省において、具体的な取組方針の検討を行い、平成27年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」をとりまとめました。今後の福祉サービスの提供に当たっては、
 - ①ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み
 - ②生産性の向上
 - ③総合的な福祉人材の育成の3本の柱に沿って、取り組みを進めていくこととしています。

特に平成28年度概算要求においては、この考え方に沿って、地域の福祉サービスの包括的な提供のための体制整備を初めとした関係予算を盛り込んでいるところ。

(取組例)

大きく分けて、①自立度が高い人が主に利用する「居場所型」と、②支援が必要な人が主に利用する「共生サービス型」があります。

①高知県「あったかふれあいセンター」(居場所型)

- ・地域福祉の拠点として機能。
- ・高齢者、障害者、子どもその他課題のある人の居場所、見守りの場。
- ・運営費は国庫補助金を活用する部分もあるが、基本的に県と市の予算により対応。

②富山県「このゆびと一まれ」(共生サービス型)

- ・高齢者、障害者、子どもを問わず、誰でも利用できるデイサービスとして設立。
- ・富山県市の補助金の要件緩和以降広がる。
- ・介護保険や障害者自立支援制度等、既存の給付制度を組み合わせる運営。

5 日用品の提供に向けた取組①

徒歩で行ける範囲に生活必需品を扱う小売店舗が不足しているため、日用品の買物に不便を感じています。地域の民間事業者や特定非営利活動法人等（以下、「民間事業者等」という。）による地域住民への買物機会を持続的に提供する取組を検討したいのですが、どのような取組事例がありますか。

（取組に当たって）

- ・ 身近な場所に店を作る
既存の小売店舗では出店できない地域等において、品揃えを厳選するなどの効率化に向けた工夫や、仕入れ・店舗運営のノウハウを有する事業者との連携等を図り、持続的な小規模店舗を展開。
- ・ お店まで連れてくる
商業機能をはじめとする生活サービス（行政出張所、診療所等）や観光機能が1箇所に整備された施設への交通機関を効率化し、買物環境を提供。
- ・ 商品を届ける
外出ができない高齢者等に対して、定期的に訪問販売を行うことで、生活に必要な日用品を届ける。

（支援制度）

- ① 「買物弱者応援マニュアル」（経済産業省）では民間事業者等が日常品の提供を行うために参考となる先進的な取組事例を紹介しています。

また、

- ・ 事業をどう立ち上げるか
- ・ 事業をどう継続・横展開するか
- ・ 事業者、行政（自治体）、住民がどのような役割分担を担うべきか

等取組の工夫がまとめられています。

URL：http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/150430_manual.pdf

- ② 全国の地方公共団体における買物弱者支援関連制度をとりまとめています。各地域住民の方または民間事業者等が自治体から受けられる支援をわかりやすくまとめており、直接連絡して問い合わせることができます。

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/27fyjichitai.pdf>

※買物弱者とは：流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のことをいう。

5 日用品の提供に向けた取組②

過疎高齢化が進んだ中山間地域において、住民生活に必要な不可欠な日用品を提供する魅力的な店舗を作っていきたいのですが、どのような取組やそのための支援措置がありますか？

(取組に当たって)

- ・ 中山間地域においては、1軒の「よろずや」があれば、地域の人々の暮らしに必要な日用品の提供が可能になります。
- ・ こうした「よろずや」は、地域住民が毎日通いたくなるような多様な商品を揃えることが必要です。そのためには、商品を効率的に届ける全国的な物流網を持ち、POS データ等で売れ筋商品を把握し、中山間地域にも進出している民間事業者と連携することが重要です。
- ・ 具体的には、小売店が同業者同士で連携し、仕入れや配送を共同化して効率化を図るボランティア・チェーンとの連携が有効です。
- ・ 例えば、全国に約 1,800 の加盟店、32 箇所の配送センターを有する全日本食品株式会社（全日食）は、過疎地においてもビジネスが可能なマイクロスーパーを開発し、茨城県大子町や島根県雲南市において店舗を開設しています。このマイクロスーパーは日販約 10 万円以上で出店が可能であり、商圈は半径 5km、商圈人口は 500 世帯 1,000 人前後を想定しています。
- ・ また、山崎製パン株式会社では、ヤマザキショップ（Y ショップ）を全国に展開しています。兵庫県神河町長谷地区の「ふれあいマーケット」は Y ショップに加盟し品揃えを充実させています。Y ショップの出店条件は日販約 18 万円以上（酒・たばこ等の免許品取扱いがある場合）を見込める地域を想定しています。
- ・ 「よろずや」の開設や安定的な運営には、地域住民の協力が重要です。地域住民が NPO 法人や株式会社を設立したり、「よろずや」の積極的な利用を促すことで売上の向上に貢献している事例があります。また運営費用を抑制し、収益の柱を確保することも重要です。例えば、廃校の一室を店舗として利用し賃料を抑制したり、役場支所の窓口業務や簡易郵便局業務を受託することで店舗運営をより安定的にしている事例があります。
- ・ 「よろずや」の開設・運営にあたっては、自治体の支援が重要です。開設準備段階においては、収益の見通しの検討に対して、情報提供や専門家の派遣などの支援を行うことが考えられます。開設・運営段階においては、廃校などを開設場所として提供したり、初期投資額の一部を補助したり、既存の事業者と店

舗運営主体の間に立って調整することが考えられます。

(取組例)

①「村営コンビニ」和歌山県北山村

人口約 400 人の北山村では、最寄りのコンビニエンスストアまで車で 30 分、最寄りのスーパーまで車で 1 時間かかることから、村営温泉施設内の土産物店を改修し、Y ショップ「村営コンビニじゃばら屋」に切り替えました。

温泉施設を運営する職員が交代で店番をすることで人件費を抑制し、北山村職員が村民を訪ねて販売を促進しています。またレストランで作った商品や北山村の特産品「じゃばら」を店舗で販売することで売上を拡大、村内の高齢者が買い物難民となることを防ぐだけでなく観光客の利用も取り込んで地域経済の活性化に貢献しています。

②「はたマーケット」島根県雲南市

人口約 350 人、高齢化率 5 割の雲南市波多地区においては、高齢者等の買い物支援のため、地区の住民組織「波多コミュニティ協議会」が全日食チェーンに加盟し、過疎地向けマイクロスーパーを廃校の一室に開設しました。

運営にあたっては POS レジシステムの導入により豊富な品揃えと売れ筋商品の調達を実現、店舗隣に喫茶スペースを用意し、地域住民同士や来訪者の交流の場を創出するなど工夫を行っています。行政の支援としては、市が地元コミュニティに対し過疎地への出店を計画している全日食チェーンを紹介、ふるさと島根定住財団が助成を行っています。

(支援制度)

①「公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業報告書」(総務省)の活用

→ 各地の事例を踏まえて、「小さな拠点づくり」の進め方、ポイントや注意点について記載されたガイドブックが取組の参考となります。

URL : http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei09_02000037.html

(公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業報告書)

② モデル事業を活用できる場合があります(支援メニュー一覧—具体的な支援策「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照)。

6 ガソリンスタンドの維持のための取組

地域における燃料供給拠点（ガソリンスタンド等）維持のため、地域住民とともに話し合い、将来の安定的なエネルギー供給拠点の維持・確保策について検討したいのですが、どのような取組やそのための支援措置がありますか。

（取組に当たって）

- ・ 自治体や商工会の主導により、地域内の商店やホームセンター等の他業種とSSが業務提携し、SS内に食料品や生活雑貨、農業資材等の販売スペースを設けることでSSへの集客効果を上げるとともに、地域内のコミュニティの集約化を図る事例が見られます。
- ・ 販売スペースの確保や人材獲得が困難なSSが灯油配送に合わせて他業種が扱う商品を注文方式により定期配送する事例が見られます。
- ・ 地域のデイサービスセンターに簡易計量機を設置し、サテライトエネルギー供給拠点とする事例が見られます。
- ・ デイサービス送迎車を活用し、利用者の送迎時に合わせて灯油の配送を行う事例が見られます。具体的には、迎えの際には灯油が入ったポリタンクを積載し、利用者を乗車させる際に空のポリタンクと交換することで、利用者の送迎車を活用した灯油配送を行っております。
- ・ また、自治体主導により、デイサービスセンターに商店や地域コミュニティに不可欠なATMや郵便局のほか、JAの直売所等を併設することで「小さな拠点」化を図ることが重要です。

（支援制度）

- ① 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域等において地下タンク入換等の支援の活用
→ 中小SS事業者が行う地下タンクの大型化等に伴う入換や簡易計量機の設置等に係る費用について支援します。①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって、同法に基づく過疎地域自立促進市町村計画、または②1市町村あたりのSS数が3カ所以下の市町村であって、地方自治法に基づく総合計画（実施計画）等に、SSの整備・維持が位置付けられた場合については、補助率を3/4に、自治体が運営する場合には10/10に補助率の嵩上げを実施しています。
- ② 地域における燃料供給システム検討に係る支援の活用
→ 石油製品の供給に支障が生じている、又は、生じるおそれのある、いわゆるS

S 過疎地において、当該地域の実情に応じた石油製品の効率的かつ安定的な供給に向け、自治体等の関与を前提に具体的な燃料供給システム、コスト削減に係る方策、安全性に係る技術開発などの実証事業を支援します。

③ S S 過疎地対策協議会の活用

→ 石油元売各社、石油販売業界及び国において設置した S S 過疎地対策協議会において、主に自治体向けに、地域における燃料供給に係る課題や解決策についての相談窓口を設けています。更に、地域における安定的な石油製品の供給体制の維持・確保に積極的に取り組む自治体等に対しては、協議会において地域のニーズに合わせた支援パッケージの提示、コーディネート等を行うこととしています。
(相談窓口)

資源エネルギー庁石油流通課 03-3501-1320

7 交通アクセスの維持・確保のための取組

過疎や高齢化が進展する地域において、「小さな拠点」を核とした効率的な旅客や貨物の輸送サービスを確保・維持するために、どのような取組やそのための支援措置がありますか。

(取組に当たって)

【地域公共交通】

- ・ 「小さな拠点」の形成に当たっては、基幹集落への各種機能・サービスの集約と併せて、これと周辺集落とを結ぶ持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が不可欠です。
- ・ そのため、市町村、地域住民、事業者等が連携し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の枠組みを活用しながら、
 - ・ コミュニティバス・乗合タクシー、市町村やNPOによる自家用有償旅客運送、スクールバスや福祉バスといった多様な交通手段の活用
 - ・ 地域住民のニーズを踏まえたバス路線の再編等により、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図っていくことが考えられます。
- ・ その際には、地域の関係者の間で、地域の実情や住民、来訪者のニーズを十分に把握した上で、地域の関係者の間で検討、調整を行うことが必要です。
- ・ また、通院、通学、買い物等、住民の日常生活に必要な移動の範囲は、必ずしも「小さな拠点」とその周辺集落のみに限られるわけではないことから、地域公共交通ネットワークの形成に当たっては、より広い地域を対象として検討を行うことも必要です。

【物流】

- ・ 地域の持続可能な物流ネットワークの構築のためには、地方自治体、地域住民、事業者、NPO等からなる協議会等の検討体制を構築し、以下のような新たな輸送サービスを複合化させる取組が考えられます。
 - ① 小さな拠点等での貨物の集約を通じた共同輸配送の実施
 - ② 見守り、農産物の出荷代行等、他のサービスとあわせた貨物輸送サービスの提供
 - ③ バス等を活用した貨客混載による貨物輸送サービスの提供

(支援制度)

【地域公共交通】

①地域公共交通支援センター

地域公共交通の確保・維持に取り組もうとする地域の関係者にとって参考となる全国の先進事例等について、人口規模や交通モード別にHP上で紹介しています。

(<http://koutsu-shien-center.jp/jirei/#top>)

②地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き

地域公共交通網形成計画等の作成のための手引きですが、同計画を作成しない場合でも、現状分析の方法等、地域公共交通の課題を考える上で参考になる情報を提供しています。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html)

③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく特例措置

地域公共交通再編実施計画について、国土交通大臣の認定を受けた場合には、同計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができるなど、関係法令の特例を受けることが可能です。

④地域公共交通確保維持改善事業

(ソフト)

- ・バス・デマンドタクシーの運行費等

(ハード)

- ・バス・デマンドタクシー車両の更新費等

⑤ モデル事業を活用できる場合があります（支援メニュー一覧－具体的な支援策「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照）。

【物流】

① モデル事業の活用（支援メニュー一覧－具体的な支援策「地域の持続可能な物流ネットワークの構築」参照）により、実践的なノウハウの蓄積・普及を図ります。7月中に対象地域の選定を行い、12月頃までの検討状況を年度内に整理・公表する予定です。

8 コミュニティビジネスの取組

集落生活圏の維持のためのコミュニティビジネスの取組として、どのような取組やそのための支援措置がありますか。

(取組に当たって)

- ・ 大学等の研究機関と連携による、地域の特産品を利用した新製品の開発などが考えられます。
- ・ 地場産品の販売ルートの開拓、販売促進イベントの開催やブランド化の取組などが考えられます。
- ・ 集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化により、地域農産物を活用した特産物の販売、農業資材の購入サポート、農産物の庭先集出荷や鳥獣害対策等を、集落営農組織等によって広域的に取り組むことが必要です。
- ・ 道の駅などの拠点施設の周辺に農産物加工施設や多目的広場を設置し、6次産業化や都市農村交流を行っている例が見られます。
- ・ 集落が市町村、NPO等の多様な主体と連携した集落連合体によって、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進する取組などが考えられます。

(支援制度)

- ① モデル事業を活用できる場合があります(支援メニュー一覧-具体的な支援策「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照)。
- ② 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用
→ 市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。
→ 農業用排水路等の生産基盤のほか、農産物加工場等の生産施設、簡易な給排水施設等の生活環境施設並びに農産物直売所等の地域間交流拠点の整備が可能です。
- ③ 都市農村共生・対流総合対策交付金の活用
→ 集落連合体が取り組む農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な経費を補助します。

9 地域の低炭素化の推進

地域主導で、地域の特性に応じて再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を通じた低炭素化を推進していきたいのですが、どのような取組例や支援措置がありますか。

(取組例)

- ・ 住民からバイオマス燃料として林地残材を購入し、代金を現金のみならず地域振興券で支払い、近隣地域での利用に導きます。薪の加工、地域振興券への交換などをIターン者によるローカルベンチャーが運営し、集めた薪は村営温泉の燃料として買い取るものの、浮いた灯油代を充てることにより、村の持ち出し分なく地域経済循環を創出しながら地域の低炭素化を図ります。(岡山県西栗倉村におけるグリーンプラン・パートナーシップ事業の例)

(支援措置)

- ① 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)の活用
→地方公共団体実行計画に基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の事業計画の策定・FS調査から、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、地域経済等と一体となった自立的かつ持続的な取組を促進します。

10 その他

上記以外に参考となる取組例はありますか。

(取組例)

- ・ 高齢者や児童等が安心した生活を送るために行う取組（高齢者宅の声掛け活動、防犯パトロールや登下校の見守り活動等）などが考えられます。
- ・ 高齢者がいきいきとした生活を送るために行う取組（高齢者サロン・交流施設の開設等）などが考えられます。
- ・ 日常生活支援のために行う取組（集落単体では実施するのに人手が足りない、地域や公共施設の清掃・除草活動等）などが考えられます。
- ・ 伝統文化の保存・伝承対策のために行う取組（地域伝統の踊りを次世代に継承するために、途絶えていた祭りを復活する、伝承講習会を開催する等）などが考えられます。
- ・ 移住・交流を進めるために行う取組（田植体験等の交流行事や田舎暮らし体験会の開催、移住希望者への空き家のあっせんや空き家改修等）などが考えられます。
- ・ 地域住民が取り組むことで誘客や地域外との交流を進めるために行う取組（民泊受入体制の整備、体験型観光メニューの開発、観光マップの作成、観光ガイドの育成等）などが考えられます。

(支援制度)

- ① モデル事業を活用できる場合があります（支援メニュー一覧－具体的な支援策「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」、農村集落活性化支援事業、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業参照）。

「小さな拠点」に係る政府の主な所管部局

事項	所属	連絡先
総合戦略・基本方針・新型交付金等	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局	03-5510-2475
地域再生法・地域再生戦略交付金	内閣府地方創生推進室	03-5510-2475
SS過疎地対策	経済産業省石油流通課	03-3501-1320
地域の再生エネルギーの取組	環境省環境計画課	03-5521-8234
過疎対策(モデル事業)	総務省過疎対策室	03-5253-5536
地域おこし協力隊	総務省地域自立応援課	03-5253-5394
	農林水産省都市農村交流課	03-3502-5948
集落支援員	総務省地域自立応援課	03-5253-5394
小さな拠点(モデル事業・ガイドブック)	国土交通省国土政策局 地方振興課 総合計画課	03-5253-8403 03-5253-8365
交通・物流	国土交通省物流審議官部門物流政策課	03-5253-8799
	国土交通省総合政策局公共共通政策部交通計画課	03-5253-8986
福祉関係	厚生労働省地域福祉課	03-3595-2615
農山村関係(モデル事業)	農林水産省農村計画課農村政策推進室	03-6744-2203 03-3502-6001
都市と農山漁村地域の交流	農林水産省都市農村交流課	03-3502-5966
農山漁村活性化に資する施設整備等	農林水産省農村整備官	03-3501-0814
学校規模適正化・小規模校活性化・休校の再開支援等	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室	03-6734-2007
公民館	文部科学省生涯学習政策局社会教育課	03-6734-2974